



第 3 章

人々のまちを大切にする 心や暮らし方を まちなみにつなげる

人々のまちを大切にする心や暮らし方を まちなみにつなげる

【目標体系図】

まちづくり の基本方針 3

人々のまちを大切にする心や暮らし方を まちなみにつなげる

▶ 目標とする10年後の芦屋の姿

10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している

施策目標 10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している

施策目標 10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

▶ 目標とする10年後の芦屋の姿

11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている

施策目標 11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる

施策目標 11-2 清潔なまちづくりが進んでいる

▶ 目標とする10年後の芦屋の姿

12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、 市内が安全に安心して移動できるようになっている

施策目標 12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている

施策目標 12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

施策目標 12-3 市内を安全かつ快適に移動できる

▶ 目標とする10年後の芦屋の姿

13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている

施策目標 13-1 良質なすまいづくりが進んでいる

施策目標 13-2 住宅都市としての機能が充実している

施策目標 13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している

目標とする
10年後の
芦屋の姿

10

花と緑に彩られた美しいまちなみが 自然と調和している

【基本構想】

芦屋は戸建住宅を中心に自然環境に恵まれた美しい風格ある住宅地として発展してきました。しかし、阪神・淡路大震災によって多くの尊い命が失われ、まちは壊滅的なダメージを受けましたが、市民の復興を願う力によって立ち直ってきました。

平成16年(2004年)に「芦屋庭園都市」を宣言し、花と緑いっぱいの美しいまちづくりを更に進め、世界の人が一度は訪れてみたいと思うまちを目指しています。

まちなみは変わりつつありますが、六甲の山並みと南の大坂湾をつなぐ芦屋川、宮川を庭園都市にふさわしい「緑の水の道」となるように、また、東西に走る幹線道路が「緑の風の道」となるように、まちなかの緑とともに芦屋らしい景観を守り、創り出していく必要があります。

そのためには、幹線道路や河川については国・県などと連携しながら緑の保全や緑化を進めていくとともに、市民が子どもの頃から自然環境を大切にし、まちなかの緑を守り、創り、育てていく心の文化を継承していくことが重要であると考えます。

また、自然や緑と調和させるための方策や、まちなみを美しく保つための管理、そして地域の過去からの歴史を踏まえながら何を大事にしていくかについて市民と行政がともに考え、継承していくことも重要であると考えます。

施策目標10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している

施策目標10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している



施策目標 10-1

自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している

(施策目標推進部：都市建設部)

前期基本計画の取組

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
<ul style="list-style-type: none">まちなかを花と緑で彩り、道路や河川沿いの緑を守り育てます。	<p>⇒ *オープンガーデン、*花と緑のコンクール等を実施しました。*オープンガーデンの参加者は毎年増加しているものの、コンクールの参加者は30件前後でやや減少傾向にあります。</p> <p>⇒ 街路樹・公園樹の適正な維持管理を行うとともに、寄附による新たな公園整備や南芦屋浜地区の公園、緑地整備など公共空間の花と緑を守り育てる取組を行いました。</p> <p>⇒ 「*緑の保全地区」については新たに3地区を指定するなど緑化推進を行いましたが、新たな*保護樹の指定には至りませんでした。</p>
<ul style="list-style-type: none">安全に芦屋の自然と親しむことができる環境を保全します。	<p>⇒ 兵庫県に対して芦屋川、宮川の保全に係る要望を行いました。</p> <p>⇒ 芦屋観光協会と連携し、あしや山まつりを実施しました。</p> <p>⇒ *芦屋市環境づくり推進会議が主体となって生きもの観察会などを実施するとともに、その活動記録を冊子にまとめて市民に配布し、山、川、海辺の自然への関心や興味の向上を図りました。</p> <p>⇒ 小学校では、5年生を対象とした自然学校、3年生を対象とした芦屋川、宮川、潮芦屋ビーチでの生物観察等の環境体験学習に取り組みました。</p>

後期の課題

- 「*芦屋庭園都市宣言」にふさわしい美しいまちなみを形成していくためには、今ある芦屋の自然と緑を守り、創り、育てるとともに、まちなかも花と緑でいっぱいにし、まちが自然と調和していくことが必要です。
- 市全域が健全で緑ゆたかな美しい環境を保全するために、市民と行政が協働して取り組むことが重要であり、*花壇活動参加団体を増やす取組とともに、*緑化団体の活動に関わる新たな人材発掘や、新たな*保護樹の指定なども含め、新たな景観施策の取組を検討する必要があります。
- 生きものに关心を持ち、身近な自然に親しむことで、自然環境を守り共生する意識が醸成されるように、芦屋の山、川、海辺などの豊かな自然と触れ合い、学ぶ機会を提供していくことが必要です。

後期 5 年の重点施策

10-1-1 まちなかを花と緑で彩り、市民とともに緑を守り育てます。

(重点取組)

- ① *オープンガーデンの参加者や、緑化などの活動団体を増やす取組を進め、市民による市内を花と緑でいっぱいにする活動を促進します。
- ② 街路樹、公園、緑地等、公共空間の花と緑を守り育てるために、市民との協働を図りながら適切に維持管理を行うとともに、市街地における公園、緑道、街路樹等により緑が連続的につながるような公園配置を検討します。
- ③ 市街地における面的な緑化の推進と既存緑地の保全のため、*緑の保全地区における規制内容の周知と徹底、*景観重要樹木や*保護樹の指定を検討します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*オープンガーデン参加者数	人／年	81	↗	125
*花壇活動参加団体数	団体／年	75	↗	99
市街地（奥池地区除く）*緑被率	%	22.0 (H17)	↗	28.0

10-1-2 芦屋の自然環境の保全へ向けた取組を推進します。

(重点取組)

- ① 生きものの生息環境に関する情報を把握し、市民へ向けた情報や自然を学び触れ合う機会の提供の充実を図るなど、自然環境を守る意識の向上への啓発を推進するとともに、その保全、維持に努めます。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
自然や生き物と親しむ機会を作っている人の割合	%	60.0	↗	70.0

市民主体による取組

- ◆ *オープンガーデンへの参加
- ◆ *花と緑のコンクールへの応募
- ◆ 地域での花壇活動への参加
- ◆ *保護樹、保護樹林指定への協力

関連する課題別計画

芦屋市緑の基本計画（H17～H32）
第3次芦屋市環境計画（H27～H36）



施策目標 10-2

建物などが地域ごとの縁ゆたかな景観と調和している

(施策目標推進部：都市建設部)

前期基本計画の取組

前期基本計画の「重点施策」	前期の取組
<ul style="list-style-type: none">● 芦屋らしい美しい景観となるよう景観誘導施策を進めていきます。	<p>⇒ 市全域の景観地区とは別に、より良好な景観の創造を目指し、芦屋川沿いを*芦屋川特別景観地区に、また、その文化的景観を市指定文化財に指定しました。</p> <p>⇒ 地域ごとのまちづくりの推進に向けて、船戸町、三条南町、西芦屋町、浜風町1街区、親王塚町で新たに*地区計画を決定しました。</p> <p>⇒ 平成26年（2014年）4月からの景観行政団体移行に伴い、「景観計画」を策定し、独自の屋外広告物条例制定に向け取り組みました。</p>

後期の課題

- 更に市民が住みやすく誇りをもてる美しいまちとなるように、南芦屋浜地区における良好な景観の形成を進めていくほか、景観行政団体の特長を生かした、市全体における景観施策の充実に取り組むことが必要です。



芦屋川



芦屋市景観フォーラム



後期 5 年の重点施策

10-2-1

芦屋らしい美しい景観をまもる・つくる・そだてるため、景観誘導施策を更に進めます。

(重点取組)

- ① 南芦屋浜地区において良好な景観の形成を進めるため、景観地区の指定を含む取組を検討します。
- ② 芦屋らしい広告景観を形成するため、独自条例の周知、徹底や市民参画による運用を推進します。
- ③ 美しい景観形成と道路の防災性能向上のため、「第 7 次電線類地中化計画」に基づき、芦屋川両岸などの無電柱化の整備を行うとともに、景観計画及び防災面を考慮した無電柱化整備計画を検討します。
- ④ 住みやすく良好な住環境の保全又は形成を市民参画により進めるため、*地区計画及び*まちづくり協定の周知や策定支援に取り組み、地域の特性に応じた規制やルールづくりによる環境整備を推進します。

指標	単位	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
地域におけるまちなみなどの景観の美しさに関して「かなり良い」又は「やや良い」と回答した市民の割合	%	84.7	↗	90.0
芦屋市屋外広告物条例（H28.7 施行予定）の規制内容に適合する屋外広告物の割合	%	62.4 (見込数)	↗	82.5
無電柱化率	%	12.4	↗	14.1
*まちづくり協定の数	地区	3	↗	6

市民主体による取組

- ◆ 景観地区についての理解と協力
- ◆ 住宅などの生垣や石積みの保全
- ◆ 住宅などの道路との敷き際への花木の植栽
- ◆ *まちづくり協定の策定

関連する課題別計画

- 芦屋市景観形成基本計画（H26 改定）
 芦屋市景観計画（H27）
 芦屋市都市計画マスター・プラン（H24～H32）



さくら参道



石積擁壁や緑化に配慮した住宅



無電柱化している山手幹線



南芦屋浜地区遠景